平成２５年（フ）第３７４号
仙台市青葉区落合５丁目24番23号　シャーメゾン栗生Ⅲ201、住民票上の住所仙台市泉区館４丁目34番地の９
債務者　阿部　勝宏
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２２７号
茨城県笠間市笠間1379番地３
債務者　清水とも子（旧姓深澤）
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２３２号
茨城県水戸市小吹町1972番地の11　メゾン・ドゥ・ブランＣ棟102号、旧住所茨城県水戸市末広町３丁目３番20―1104号　サーパス末広町
債務者　渡辺　美子
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３０号
千葉県館山市沼863番地の１　鈴木方
債務者　髙橋　隆広（旧姓大黒）
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第４３９号
京都市北区小山西花池町30番地　コーポラス光明108号、申立時の住所京都市上京区千本通笹屋町上る笹屋町３丁目641番地　西陣セントラルハイツ312号
債務者　岡野千枝子
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６０１号
京都市左京区山端壱町田町７番地１　京福修学院第２マンション304
債務者　メルシィボクゥこと　八木　　博
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６２６号
京都市西京区大枝沓掛町13番地27　田原ハイツ108号
債務者　村田　孝司
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８６号
兵庫県宍粟市山崎町段127番地１　ルシオール201、従前の住所兵庫県姫路市四郷町坂元56番地１　シャン・ド・フルール204号室
債務者　福本　健二
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第９８号
兵庫県姫路市花田町小川829番地１　ｒａ．ｒｕｃｈｅ202、従前の住所兵庫県姫路市花田町小川106番地３
債務者　福本　優子
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１３８号
兵庫県姫路市南条１丁目60番地　サンフレッチェ南条Ｂ102、従前の営業所所在地兵庫県姫路市四郷町坂元56番地１
債務者　福本　一子
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２２５号
広島市西区大宮１丁目７番９号
債務者　橋岡　美恵
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３６９号
広島県安芸郡熊野町貴船５番７―203号
債務者　三玉　　聰
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４８８号
広島市安芸区中野５丁目12番51号
債務者　橋本　史子
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５３０号
広島市東区山根町38番１―401号
債務者　西秋　納有
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４３８号
福岡市博多区奈良屋町13番16―204号
債務者　村井みのり（旧姓荒木）
１　決定年月日時　平成25年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５４号
北海道古平郡古平町大字入船町28番地
債務者　橋本　政人
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第６９号
北海道小樽市銭函３丁目23番214号
債務者　山田　徳浩
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
札幌地方裁判所小樽支部